

高校生活について

生徒心得

1. 校内生活

(1) 欠席、遅刻、早退

- ① 欠席する場合は、午前8時15分までに保護者より事前にHR担任に電話連絡をする。
- ② 遅刻の場合は、職員玄関より登校し、HR担任または教科担任に報告する。
- ③ 欠課、早退の場合はHR担任の許可を得る。

(2) 持ち物

- ① 授業に関係のない物は持参しない。
- ② 携帯電話の持込・使用は使用条件の範囲内で認める。

2. 校外生活

(1) 不用に他人の車に乗車しない。

(2) 夜間外出は、午後9時までには帰宅する。

(3) 次の場所への出入りと行為は禁止する。

- ① 各種遊戯施設（パチンコ、ゲームセンター専門店、麻雀、ビリヤード、ライブハウス、クラブ）および教育上好ましくない所。
- ② 酒類を提供する飲食店。
- ③ 飲酒、喫煙、シンナー、賭け事など。
- ④ 物品の販売、金銭の貸借。

(4) アルバイトは特に奨励しないが、1年生の夏季休業より、学業に支障がない限り次の条件内で認める。

- ① 保護者とよく相談のうえ、所定の用紙に保護者の承諾を得て学校へ届け出て許可を得る。
- ② 届け出のないものについては学校で許可しない。
- ③ 就業禁止項目に該当しない職種および就業時間。
- ④ 特別許可制度。（1年生の夏季休業前）

(5) 下宿する場合は、事前に所定の手続きをとる。

交通安全に関する心得

1. 自転車通学

(1) 自転車通学は、所定の用紙に従って届け出のあった生徒について許可する。

(2) 自転車通学をするにあたり、二人乗り、無灯火など交通規則に違反する生徒は許可を取り消すことがある。

(3) 届け出のない生徒の自転車通学は認めない。

(4) 万が一の事故に備えて自転車保険に加入することが望ましい。

2. 運転免許の取得について

(1) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車のいずれについても免許を取得してはならない。

(2) 3学年については、就職などの諸事情を考慮し、所定の用紙に従って届け出のあった生徒に限り、11月から自動車免許の取得ならびにこれに関わる講習を認める。ただし、免許証の交付は卒業式以降とする。

服装等に関する規程

1. 制服

(1) 正 装

本校の制服については、原則、次の3タイプとする。

① Aタイプ

ア. 本校指定のブレザー（左前合わせ）とスラックスとし、ネクタイを着用する。

イ. Yシャツは白無地、角襟のレギュラーとする。

ウ. 校章はブレザーの左襟につける。

エ. ソックスは黒・紺・白無地とし、華美にならない程度のワンポイントは可とする。

オ. ベルトを着用する。ベルトは黒・茶を基本とし、華美なもの及び吊りバンド等は不可とする。

カ. 本校指定のニットベストを着用しても良い。

② Bタイプ

ア. 本校指定のブレザー（右前合わせ）とスカートとし、ネクタイを着用する。

イ. Yシャツは白無地、角襟のレギュラーとする。

ウ. 校章はブレザーの左襟につける。

エ. ストッキングは肌色（夏季）・黒（冬季）の無地とする。平素はソックスも可とする。ソックスについてはAタイプに準じる。

オ. スカートの丈は、車ヒダプリーツとする。スカート丈は、裾ラインの上限が膝頭の中央にかかることとし、下限はひざ下から極端に長くない程度とする。

カ. 本校指定のニットベストを着用する。

③ Cタイプ

ア. 本校指定のブレザー（右前合わせ）とスラックスとし、ネクタイを着用する。

イ. Yシャツは白無地、角襟のレギュラーとする。

ウ. 校章はブレザーの左襟につける。

エ. ソックスは黒・紺・白無地とし、華美にならない程度のワンポイントは可とする。

オ. ベルトを着用する。ベルトは黒・茶を基本とし、華美なもの及び吊りバンド等は不可とする。

カ. 本校指定のニットベストを着用する。

(2) 略 装

【夏 季】 5月から9月を目処とし、気候に応じて指示する。

ア. ブレザー・ネクタイは着用しなくてもよい。

イ. Yシャツは白無地、角襟のレギュラーとする。Bタイプ・Cタイプの制服を選択している生徒は、指定のニットベストを着用する。ネクタイを着用しない場合は、白無地のボタンダウンシャツの着用も可とする。

ウ. 本校指定の Polo シャツを着用してもよい。

【冬 季】 11月から3月を目処とし、気候に応じて指示する。

① 冬季防寒用セーター・カーディガンを着用する場合は、次のとおりとする。

ア. 種 類 ジャケットインナーセーター、カーディガンとする。

イ. 形 状 Vネック（襟付きでないもの）とする。カーディガンの合わせ（体の前面）についてはボタン（華美ではないもの）とし、それ以外は不可とする。

- ウ. 素 材 毛、アクリルに類する繊維で編んだもの。ジャージ・トレーナーの類は不可とする。
- エ. 色 黒・紺・白・グレー・ベージュの無地とする。ワンポイントは良いが、装飾・ライン等は不可とする。
- オ. サイズ 体に合ったものを選び、ブレザーから極端にはみ出すようなものは不可とする。

② 登下校時のみの着用を原則とする。校内の温度等によって着用を許可することがある。

2. 身だしなみについて

(1) 服装について

- ① 服装は、清潔かつ端正な身なりとすること。
- ② 登下校の際は原則本校指定の制服を着用する。ただし、休日、休業中の部活動等については各部活動で定めたウェア等での登下校を認める。また、必要に応じてジャージ登校等を許可することがある。
- ③ 外套（オーバーコート、グラウンドコートなど）は、次のとおりとする。
 - ア. 極端に華美な色・デザインは避けること。
 - イ. 前合わせで、着脱の容易なもの。
- ④ 防寒対策用品は、次のとおりとする。
 - ア. ニット帽（それに類するもの）、耳当て、手袋、マフラー、ネックウォーマーは可とする。
 - イ. 極端に華美な色・デザインは避けること。
 - ウ. 着用については原則登下校時のみとし、校内では着用しないこととする。
- ⑤ 特別な事情があり制服を着用できない場合は、所定の手続きによって届け出ることとする。

(2) 頭髪等について

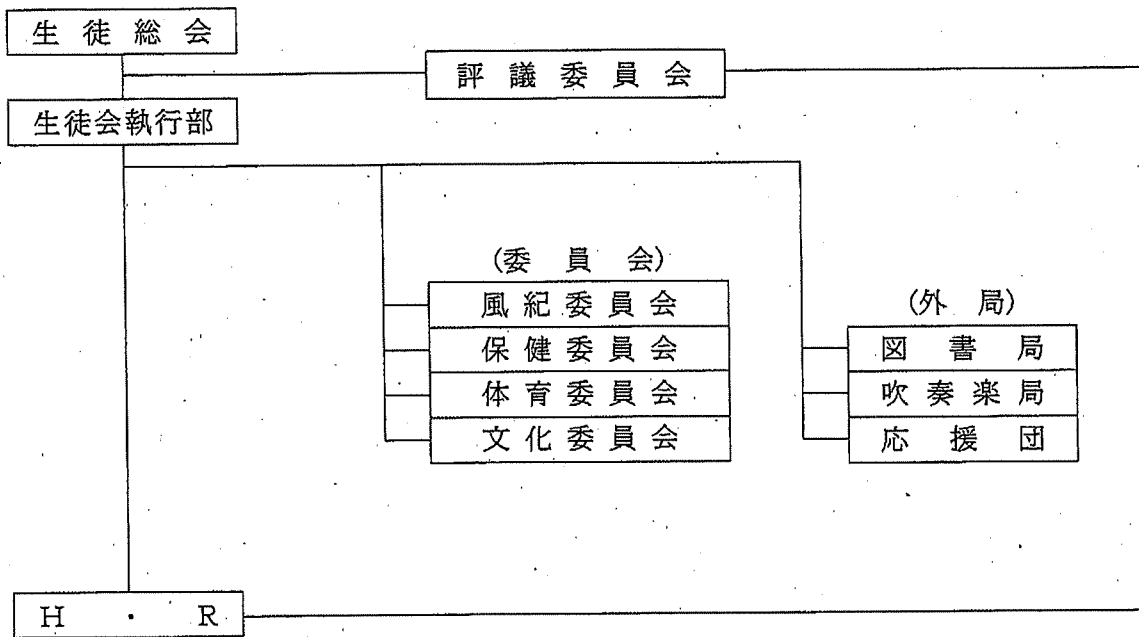
- ① 頭髪は、目にかからず清潔かつ端正な髪型とし、次のようなものは禁止する。
 - ア. 専門高校として品位に欠ける髪型及び奇抜な髪型。
 - イ. 脱色、染色、パーマ、カールなどの加工。
- ② 髪留めは、装飾がなく目立たないヘアピン（スリーピン含む）、ゴムのみ認め、それ以外は不可とする。なお、色については黒・紺・茶の単色とする。

(3) その他

- ① 化粧、マニキュア等は禁止とする。
- ② ネックレス、ブレスレット、指輪、ピアス、ネクタイピン等の不要な装身具は不可とする。
- ③ 靴は次のとおりとする。
 - ア. 上靴は本校指定のものとする。
 - イ. 夏季の通学には極端に華美でない運動靴か、黒または茶の革靴とする。
 - ウ. 冬期間の外靴は、極端に華美でない防寒靴、スノートレーニングシューズは可とする。
 - エ. 防寒用、雨天時のブーツは、下足箱にそのまま入る大きさとし、色は、黒または茶とする。
- ④ 通学カバンは学習道具が入り、口を閉じることができるものであること。色、形は特に指定しないが極端に華美でないものとする。

生徒会に関すること

1. 生徒会組織



2. 部・局・同好会一覧

野 球 部	ソフトボール部	陸 上 部	(サッカー部)	ソフトテニス部
弓 道 部	バレーボール部	柔 道 部	卓 球 部	バドミントン部
バスケットボール部				
演 劇 部	写 真 部	美 術 部		
図 書 局	吹 奏 楽 局	応 援 団		
商業クラブ				

(令和4年2月現在)